

広島県警察の通信指令業務に関する訓令

平成10年4月1日
本部訓令第11号

この訓令は、広島県警察における通信指令業務に関して

- 総則
- 総合通信指令室の業務
- 通信室の業務
- 緊急事態発生時の通信指令官の措置
- 通信指令ネットワークシステム
- 人材育成

などについて必要な事項を定めたもの